

## — 特定秘密保護法の12月施行を絶対許さない —

特定秘密保護法の「運用基準（案）」と「施行令（案）」に反対する

2014年8月16日

監視社会を拒否する会

共同代表 伊藤成彦(中央大学名誉教授) 田島泰彦(上智大学教授)  
福島 至(龍谷大学教授) 村井敏邦(大阪学院大学教授)

(1) 安倍政権は、昨年12月6日に強行採決した特定秘密保護法を、今年12月12日までになんとしても施行するために、「特定秘密」の指定・解除や「適性評価」の実施などに関する「運用基準」と「施行令」を今秋に閣議決定しようとしています。そのためにいま、「運用基準（案）」と「施行令（案）」のパブリックコメント（意見公募）を行っています。

政府は、国家安全保障会議（日本版NSC）をはじめとする政府諸機関の活動とそれらが保有する情報を、すなわち「我が国の安全保障に関する情報」を、「特定秘密」として国民に隠蔽し、この「特定秘密」を暴こうとする内部告発者、市民、ジャーナリスト、団体、研究者を重罰をもって規制・統制するために、特定秘密保護法を成立させました。そして、「集团的自衛権の行使」を合憲とした閣議決定（7月1日）にもとづいて、年内に「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を改定しようとしています。まさにいま政府は、「アメリカと一緒に戦争をやる国」にふさわしい国家機密保全体制をつくりあげてを企んで、特定秘密保護法の施行と「運用基準」の策定に突き進んでいるのです。

私たちは、このような特定秘密保護法の「運用基準（案）」と「施行令（案）」に絶対反対です。そして、特定秘密保護法そのものの廃止を強く求めるものです。

(2) 政府が7月17日に公表した「運用基準（案）」および「施行令（案）」は次の特徴をもっています。

①首相を議長とする国家安全保障会議を筆頭に挙げて「19の行政機関の長」が「特定秘密」を指定する、としたこと。そのうえで、自衛隊とともに米軍の情報をも「特定秘密」の対象とすることを新たに明記しました。

②首相が「行政各部を指揮監督」するために、「内閣保全監視委員会」（内閣官房長官、外務省や防衛省の事務次官、警察庁長官らによって構成）を新たに設置し、この「内閣保全監視委員会」に「19の行政機関の長」が「特定秘密の運用」と「適性評価」の実施状況を報告する、と規定しました。このように、首相のもとに「特定秘密」を文字通り一元的に管理する機関として「内閣保全監視委員会」を創設しようとしているのです。

③「特定秘密」を扱うとみなした公務員や契約業者に、「特定有害活動やテロリズムを行う団体のメンバー」であるのかどうか、その「団体の設立目的・団体の主な活動」、その団体の「メンバーである理由」等を記入させる「質問票（適性評価）」なるものを提示したこと。これは、「思想・良心の自由」を保障したとされる現憲法に違反する思想調査そのものです。

④「19の行政機関の長」（および「内閣府独立公文書管理監」）は内部告発を受け付ける「通報窓口」を設置するとしたこと。しかし、「特定秘密」を指定した「行政機関の長」がこの内部告発を「調査」「処理」するといふのですから、この「通報制度」はむしろ内部告発を抑制する制度です。

このような「運用基準（案）」と「施行令（案）」の公表に先立って、政府は6月20日に制定した改正国会法の「附則」に、海外の情報を収集することを目的とする諜報機関の設置を表明する文言を盛りこみました。安倍政権は日本版CIAを創設する意志をも公然と示したのです。

(3) 周知のように、日本国憲法は前文および第9条で「戦争の放棄」を宣言し、第11条、第19条、第21条で、「思想・良心の自由」「集会・結社・表現の自由」をはじめとした基本的人権の尊重を明記しています。私たちは、この特定秘密保護法こそ日本国憲法を真っ向から否定するものであると訴え、そして反対し続けてきました。私たちは日本を監視社会化することを狙った特定秘密保護法の12月施行に断乎反対します。そのために、特定秘密保護法の廃止をあらためて求めます。